

論  
説

ブリュッセル会議への期待と幻影

——日中紛争の奔流に脆くも崩れた防波堤——

海野芳郎

まえがき

一九三七年七月七日の盧溝橋事件の発生を契機に、拡大の一途をたどった日中戦争に対し、一方では紛争当事国も含めその平和的解決をめぐる様々な試案が実施される中で、同年十一月に国際連盟における政治的処理から中途で肩替りされ、急きょ開催することになった九国条約会議（ブリュッセル会議）は様々な意味をもっていた。一九三〇年代後半に移動した国際情勢は次第に緊迫度を加え、欧州では再軍備を実施してベルサイユ条約の軍事条項を破棄したナチスドイツが、続いてロカルノ条約も破棄してラインラントに兵を進駐させ、また東アフリカでは侵

略戦を強行したイタリアが忽ちエチオピアを併合し、続いてイベリア半島では人民戦線派に対するフランコ派の挑戦による内戦が独伊側の干渉を含みながら進行し、国際的視線を集める中で、こうした欧州各国が主要メンバーとなっていたブリュッセル会議が、東アジアにおける紛争の解決に果して真価を発揮できるだろうか、しかもこの種の紛争には殆んど介入した経験をもたぬ同機関が、先に紛争処理にのり出した国際連盟から中途身替りして自らの手で処理できるだけの能力をもつかどうか、それとともに東アジアに関してはより強い関心を示しながら今一つ態度を明確にしなかったアメリカが、国際連盟からの身替りに応じてその紛争処理にどれ程の主動性を發揮してくれるだろうか、満州事変の際もそうであった如く和解が極めて難しいと予想される日中紛争両当事国が、会議がうち出す結論に果していかなる態度をとろうとするか。まさにこうした疑問を含みながら、ブリュッセル会議はその過重な任務の遂行に当たったのである。

今回ブリュッセル会議をとり上げるに至った理由は、「第二次世界大戦と国際連盟」を書き終えた時点で、さらに時を坂上って日中戦争と国際連盟の動向を調査し、後者の対日制裁議案の採択を頂点によくその全貌を明確になし得たものの、その中においてブリュッセル会議の帰趨はその後の国際連盟の動向にも重要な影響を与えるものであり、ひいては日中戦争の運命をして解決不能の方向に追いやる無視できない要因となったと判断されるに至ったからと、日中戦争の研究については従来とも盛んに行われてきたにもかかわらず、本件ブリュッセル会議の研究については必ずしも十分ではなく、いぜん不透明部分が残っていると思われたからである。

だがブリュッセル会議を検討して早々に判明したのは、史料不足は覆うべくもなく、肝心の会議主役の一つになるはずの日本が終始会議に参加しなかったことに加え、外交史料館における本件原史料が全く焼失しており、僅か

に短文の情報電報のコピーその他若干の「復活記録」だけが残存しているにすぎないこと、そこでやはり研究には相当困難がつきまとうと思ひ始めた頃、まことに幸いにも、日中戦争当時駐仏大使であり、従つて中国の主席代表としてブリュッセル会議に出席し、事ごとに対日強硬路線を採用するようしきりと要請していた顧維鈞の書き遺した「顧維鈞メモワール」<sup>(1)</sup>を見る機会に恵まれ、ぜひとも他の史料と照合しながら調査してみたいとの気持ちに駆られたこと、またこれと照合していくうちに、イギリスの Documents on British Foreign Policy 1919—1939, Second Series vol XXI.<sup>(2)</sup>とアメリカの Foreign Relations of the United States, 1937 IV.<sup>(3)</sup>の双方の外交史料中にも相当程度重要部分が見られたので、これらの史料からある程度ブリュッセル会議の実体に迫れるのではないかと考えたからであつた。

### 一、ブリュッセル会議開幕の背景——中国の国際連盟提訴

顧維鈞ら中国代表部が国際連盟に日中紛争を提訴したのは一九三七年九月一二日、すなわち盧溝橋事件勃発二ヶ月後の、戦火が華北から華中に蔓延して、日本軍が呉淞と劉河方面から上陸を開始し、中国側も中央直系の最精鋭部隊を投入していた上海戦たけなわの折であつた。その提訴に当つては、顧維鈞は各国代表部の関係者からその方法と手続を十分聴取した上で実行に移した<sup>(4)</sup>としているが、アベンノル (Avenol, Joseph) 事務総長宛に「日本が中国を侵略した事実を認定するよう」、連盟規約十、十一条(平和への脅威に対する各連盟国保障の条項)と十七条(連盟国と非連盟国の紛争処理)適用を要請した。

他方、国際連盟側の反応は複雑であつた。いぜん前年の対イタリア経済制裁失敗の経験がなお尾を引いており、

スペイン戦争の進行に加え、英仏主導の不干渉委員会の不手際を嘲笑するかの如く国籍不明機や潜水艦の暗躍があり、その取締りのため九月中旬特別会議（ニヨン会議）を開催しなければならず、また一二日は連盟パレス（後の国連欧州事務局）の開館祝典実施の日でもあった。こうした折に東アジアから、満州事変の悪夢再来とれかねない問題を提起されるのはまことに頭痛の種であり、ことに規約十七条討議の結果いかんでは、制裁規定たる十六条に連動し<sup>(5)</sup>かねず、かくては重大な結果につながる恐れがあった。

そこでニヨン会議の閉幕を待つて連盟理事会は中国側提訴を議題としたが、十七条適用の理事会討議は、いかにも制裁条項の即時実施を狙っていると誤解されやすいので、顧維鈞にはこれを強要しないよう説得に努めながら、こうした懸念のある理事会よりも、満州事変処理の最終段階で設立され、日中問題の観察、討議を任務とした、総会付属機関たる極東問題諮問委員会の処理に委せる方が妥当ではないか<sup>(6)</sup>、それに東アジアの問題では常に欠くことのできないアメリカもこちらでは正式メンバーだし、それ故に同国の積極的な協力も期待できると考え<sup>(7)</sup>られた。こうして九月一六日連盟理事会は、本件処理を塘沽停戦会議以後は全く開かれていなかった極東問題諮問委員会に付託した。

こうして開催された諮問委員会に寄せた中国側の期待は、(一)日本を侵略国と宣言し、その非人道的戦争態度を非難する、(二)日本に対し戦略物資、資金の供与を行わず、できれば羊毛、綿、石油、鋼鉄その他の鉱物資源の輸送も停止し、日本側輸出も認めない、(三)中国に対し資金、財政援助、武器調達を考慮する、の三つの措置を採用させること<sup>(8)</sup>にあったが、さし当つての要求は(一)の侵略国の認定であり、これがやがて(二)(三)に連動していく前提条件になるというものであった。

これに対しイギリス代表エドモンド（Edmond, C.A. — 在ジュネーブ領事）らは、侵略国認定に漕ぎつけるにはかなりの困難があること、ことにそれが原因でアメリカに中立法を發動させるとなると中国にかなり不利な影響を与えかねないと反対した。この中立法というのは、アメリカがエチオピア戦争時に制定し、続くスペイン戦争の折に国内紛争のケースも含めるよう改定したもので、その狙いは自国貿易業者保護の立場から「現金自国船運搬主義」（Cash-and-carry）を採用することにあり、すなわち一切の支払がすまなければ、またアメリカ船でなく輸入側の船舶でなければ輸送できないという条件を原則としたが、それでは自国船で石油、くず鉄その他必要物資を調達できる日本の方が日本海軍により海岸線を封鎖された中国よりも遥かに有利と判断されたのである。

折しもオーストラリア代表ブルース（Bruce, Stanley M. — 在英高等弁務官）は諮問委員会開催直前、同委員会を批評して「連盟国だけの会議ではいかにも限られており、そこで日中紛争に関係する諸国を含む太平洋諸国会議を開催すべきである、諮問委員会ではさして熱意を示さないアメリカも、後者においては活発な動きを見せること勿論である」と、早くも国際連盟とは別枠の、太平洋諸国会議の構想をうち出したのである。

九月二日から開かれた諮問委員会には日本は勿論のことドイツ、イタリアも欠席した。日本側の理由は「問題の解決は日中間でなされるべきであり、連盟の事業には今後協力しないという従来の方針もある、日本は自衛のために行動しており何らの条約侵犯もしていない」と、出席しないのが当然という態度であった。

紛争当事国が出席しないとあって、顧維鈞は直ちに日本を侵略国と認定して、これに経済制裁を課し、中国に対しては武器その他の大幅な援助を実施するよう要請した。しかしデルボス（Delbos, Yvon — 仏外相）、エリオット（Elliott — 英代表）、克蘭ボーン（Cranborne, Cecil — 英外務次官）らは、こうした重要な問題は国際連盟だけで

は処理できず、やはりアメリカの十分な支持が必要だと説得した。<sup>(1)</sup>

九月二七日諮問委員会は、日本軍の南京、広東、漢口その他の都市の無差別爆撃を非難する決議案を採択し、翌日連盟総会もこれを承認したが、こうした道義的非難では顧維鈞の期待する強硬措置には程遠く、中国側の不満はいぜん解消できなかった。一〇月一日中国側のこの不満に多少とも応えるためか、諮問委員会は顧維鈞が提出した決議案——日本側軍事行動は(一)国際法と国際義務に違反し、(二)連盟国に対する外部よりの侵略行為とするのを——を討議し、さらに小委員会を設置してこれを移管した。

その結果一〇月四日、五国代表からなる起草委員会が、日本の軍事行動とその条約義務に言及し、その行動は明らかに条約義務に違反し正当化することはできないとする左の結論を含む報告書第一を準備した。

「日本が中国に対し陸上、海上および空中より加えつつある軍事行動は、現存法律文書または自衛権によるも是認せらるるを得ず、また右は一九二二年二月六日の九国条約および一九二八年八月二七日のバリ協定に基く日本の義務に違反す」。すなわち日本側行動の不承認、九国条約と不戦条約違反の認定がなされたのである。

続く報告書第二は、同日クランポーンが文書で提案した九国条約会議開催案であった。

「連盟総会は、連盟の名により九国条約調印国たる連盟国に対し、条約に規定される協議を開催すべく、会議を招請すべきである。協議の目的は妥協であるが、それが不可能なら他の措置も検討される。連盟総会は会議を閉ざさず、できる限りこれに参加する意向である<sup>(12)</sup>」。そこには何よりもアメリカの積極的参加を期待していたことと、既述のブルース演説に見る如く、イギリス本国と自治領諸国間には、すでに九国条約会議開催案につき議論があり、合意に達していたと見るべきであり、顧維鈞はこのクランポーンの提案を批評して、「その意外性と、アメリカを

刺激した点で確かに有効であつたが、出席者の感覚を暫時麻痺させる爆弾的效果もあつた」と記したが、彼自身はたらい回しの現状に双手をあげて賛成したわけではなかつた。

同日顧維鈞も左の趣旨の決議案を提出した。「連盟総会は中国に対し精神的援助の意向を表明し、連盟諸国に対し中国の抵抗力を弱め現紛争における中国の困難を増大せしめる効果を有するおそれのある一切の行動を差し控え、かつ各個において中国に対する援助をなしうる程度を考慮する」としたもので、これは中国側不満解消の鎮静剤として承認された。翌五日諮問委員会は右報告書と決議案を採択して作業を終了させ、総会議長に対し、九国条約締約国たる連盟国の会議を招集すべく、必要な措置をとるよう要請した（翌六日連盟総会は右報告書と決議を採択する）。

こうして国際連盟は、日本に対する侵略国認定は避けながらも、その条約義務に対する違反と判定し、各個に中国援助を考慮するよう連盟国に要請したが、いかなる措置を採るかを具体化することなく、問題の処理を一方的に九国条約会議に肩替りさせた。日中戦争とイギリスの関係を論じたり（Lee, Bradford A.）はこの九国条約会議への肩替り措置につき、日本に対しては侵略者の烙印を押しながらくまで経済制裁を課せうとする顧維鈞の強い要求を押さえた一方では、部分的ながら中国への物質的援助の形でこれに譲歩するという、硬軟両面を織りませたイギリスの戦術的勝利と批評した。<sup>(13)</sup>

諮問委員会がその作業を終了させた一〇月五日、アメリカにおいてローズベルト（Roosevelt, Franklin）大統領のシカゴ演説——世界的悪疫をまき散らす患者の隔離を要求した——が行われた。それは明らかに日独を侵略国として非難したものと新聞は報じたし、そこには制裁を意味する言葉こそなかつたが、その伝統的な孤立主義からの

浮上を意味するものと解釈した一般的印象から、アメリカもやがて日本に対し経済的圧迫に出るかもしれぬとの期待感も強められた。

そうした空気の中でイギリスはなお警戒的であつた。隔離演説こそ英米間のより密接な協力を示唆する前触れかと期待する向きもあつたが、アメリカが責任をとらない問題にはイギリスも強制されたくはない、との考え方も強く、<sup>(15)</sup>とくにチェンバレン (Chamberlain, Neville) 首相は、石油、鉄鋼を含む広範な対日貿易をみても、アメリカが日本に強硬策を講ずるはずがないと踏んでいた。翌六日彼は各閣僚に対して、対日制裁を効果的に実施する暁は、それは直ちに戦争に転換するおそれのあること、多数諸国を制裁に動員できても、切迫した中国の敗色は覆すべくもなく、やがて南京、漢口、そして広東が占領されるであろう。また独伊に使曠されて日本が極東の石油基地や香港、フィリピンを報復攻撃しないという保障はなく、現在の如く欧州情勢が緊迫している折に、新たに対日戦を誘導することはまさに自殺行為である、と述べてその説得に成功した。<sup>(16)</sup>すなわち彼の宥和政策は翌年のミュンヘン会談を待たずとも早くもその真価を發揮していた。

ともあれローズベルトのシカゴ演説は、従来背後に隠された制裁問題を前面に押し出すとともに、ブルースの示唆から始まって極東問題諮問委員会が正式に連盟総会に提出するに至つた九国条約會議に、積極的なアメリカの参加と討議を期待できる道路の舗装も準備したのである。<sup>(17)</sup>

## 二、會議開催の前夜——関係国の思惑

緒戦における日中戦争の帰趨は激戦地である上海の攻防いかにかかっていた。四川、湖南、広東、広西各省か



ら動員された中国軍総兵力は七〇余コ師団で、この中国側の大動員により苦戦を強いられた日本軍も六〇師団を投入して戦局の転換を計っていた。

さて前記の連盟総会決議の勧告によれば、国際連盟主催の下に九国条約締約国たる連盟国の会議が開催されるはずであったが、次第にその性格が薄れ英米両政府主導による九国条約締約国会議の色彩を濃くしていった。折しも駐日イギリス大使クレイギー (Craigie, Robert L.) はこうした集团的調停の、とくにその初期段階での集団のもつ脅威的圧力から好ましい結果は期待できないと批判しながら、望ましいのは秘密を守る一国の調停であり、その可能性はイギリスがもっているとの意見を<sup>18)</sup>示し、それがまた会議推進派に不快な印象を与えていた。

法的基礎が明確な故に、簡単に実施できると思われた九国条約会議も、手続上やはり問題があつた。まず何よりも被招請国の範囲をどこまで限定するかと、どこを主催国にするかである。九国条約原締約国たる米、英、仏、日、伊、中国、オランダ、ベルギー、ポルトガル、およびカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南ア、インド等英自治領諸国の招請はまず問題はないが、条約には加入したが直接的には極東に関係の薄いポリヴィア、デンマーク、メキシコ、ノルウェー、スウェーデンはどうするか、また極東に関係をもち連盟国ではあるが、条約締約国ではないソ連と、同様極東に利害をもち条約に加入しているがこれを批准せず、あるいは連盟国でないドイツをどうするか、結局は右二十一諸国のいずれもが招請の対象となり、会議開催地も、ワシントン、ロンドン、パリを始めジュネーブ以外のスイス諸都市やハーグ等が候補に上つたが、やがて極東に利害関係が薄く、ソ連とも特に問題のないベルギーに<sup>19)</sup>的が絞られ、一〇月七日英米側からベルギーに打診された。

より実質的な問題は日本が参加するかないかである。紛争当事国としてまた九国条約の原加盟国として招請は必

須であったが、日本は恐らく参加を拒絶してこよう。その場合の事後処理をどうするか。

イーデン (Eden, R. Anthony) 英外相は一〇月一八日駐米大使館参事官マレ (Mallet, V.A.) に打電して、日本の国内で軍事・経済上の重大な変革が起きない限り、日本には不参加の傾向が強いと判断して、会議の悲観的前途を強調した上、とるべき選択として次の三途を挙げた。<sup>(20)</sup>

- (一) こうした内政上の変更を期待しながらいかなる措置も先送りする
- (二) 積極的措置は一切採用せず、たんに道義的非難を日本に向ける
- (三) 活発な中国援助か、対日経済制裁の形で積極的行動にのり出す

このうちいかにも消極的な(一)と(二)は日本の侵略行為を黙認する形になり、各方面から非難をうけ易い。そこで何よりも(三)の有する効果を考慮しながらブリュッセルに赴く必要があると指摘した上で、さて中国援助はいかに実施するかの方法で実質的な困難があり、唯一可能な方法は海上ルートだが、それが戦争に影響を与える程の規模のものとなれば、日本は中立国船にまで封鎖を拡大しかねず、その場合にはこの封鎖に従うかあるいはその輸送路を武力をもって保護するか二者択一を実行しなければならぬ。対日経済制裁については、事前の調査では、アメリカ、イギリス本国および自治領諸国その他六ないし八国が参加すれば有効である。しかし制裁に成功の見込みがあるとしても、日本はこれを阻止すべく制裁国の一またはそれ以上に武力をむけ、必要物資を入手したい地域を占領する危険がある。こうしてみるといかなる国も日本から報復を受ける可能性があり、そこで他の制裁参加国から軍事援助の保障を得ない限り有効な制裁を実施する余裕はないとし、とくに欧州情勢がかくの如く重大なる今日、アメリカ側の十分な軍事援助がない限り日本側からの報復の危険を招くつもりはないと通告した。

右の対日経済制裁については後日、イギリスの戦時貿易問題諮問委員会が検討したが、イギリス帝国防衛委員会に対するその一月五日付報告書の結論でも、そのマイナス面が強調された。<sup>(21)</sup>

(一) 制裁参加国のうち日本側の報復をうけ易い地域と軍事保障を要求する諸国として、インドシナに対するフランス、蘭領インドに対するオランダ、フィリピンに対するアメリカ、マカオに対するポルトガル、極東の諸領に対するイギリス、そのほかシャム(タイ)とソ連、また間接的ながらオーストラリア、ニュージーランドとインド、ビルマ等を挙げるとともに、

(二) 早急な決定を日本に強制することにより、中国に対する経済圧力が強化され、非戦闘員および中立国貿易に無差別戦闘行為を激化させる恐れもある、

(三) 日本の戦争資材、重要原料の貯蔵状況は、従来になく高レベルにあり、少なくとも一、二年は有効な制裁効果を期待できず、たとえ英米両国の協力に他の諸国が加わってもその効果は薄い。

こうした及び腰のイギリスに対し、アメリカ代表部はこれを批判し、デービス(Davis, Norman)代表はかくてはイギリスはやがて極東から撤収せざるを得なくなり、ひとりアメリカのみが太平洋上で強力になるはずの日本と対決しなければならなくなろうと述べ、同代表顧問のホーンベック(Hornbeck, Stanley, K. 極東部長)はアメリカの情報によれば日本側石油の貯蔵量はせいぜい二年間であり、イギリスは日本の国力を過大評価している、極東において日本は米英両国を同時に攻撃できる程強力ではないと言及した。<sup>(22)</sup>

他方顧維鈞は一〇月一三日南京外交部への電報で、きたるべき会議は日本の動向いかんでは相違する三つの方向がある旨を指摘した。<sup>(23)</sup> その状況とは日本が(一)会議招請を拒絶しいぜんとして軍事行動を持続する場合、(二)会議の出

席は拒否するが紛争の平和的交渉には同意する場合、(三)素直に招請に応ずる場合、である。この三つのケース中(一)については勿論日本に対する強硬措置を会議に採用させる。(二)については極東に実質的な関係をもつ諸国に参加を要請し、改めて日中間の交渉を行う。たとえば一九二二年ワシントン会議時の山東直接交渉や、一九三二年上海停戦交渉の例の如くである。(三)では会議においては平和解決のための一般原則が討議され、具体的な問題は日中間の直接交渉に一任されようが、この場合は中立国オブザーバーを含めることになり、その結果は本会議または連盟総会に報告されることとなる。そして会議に提起すべき問題としては、(一)東四省―満州、(二)華北、(三)上海中立地帯、(四)日中経済協力―対日原料供給、(五)密輸と関税、(六)航空路設定、(七)排日運動と日本商品ボイコット問題、(八)一九〇一年議定書の日本軍駐留権の取消し、(九)日本側軍事行動によりうける第三国人の生命・財産の損害に対する保障問題等をあげた。<sup>24</sup>なお日本が招請に応ずる場合の、とくに注意を要する問題として、会議参加国はいずれも紛争の平和的処理を達成すべく、最善の努力を傾倒しようが、ただし中国に対してはかなりの譲歩をひき出そうと圧力をかけてこよう、また日本が参加を拒絶する場合には、ドイツ、イタリア、ポルトガル等が日本を代弁して果敢な措置を講じてくることも予想されると警告していた。

一〇月二四日南京外交部は顧維鈞に対し中国の基本的立場を打電した。<sup>25</sup>すなわち、会議においては最大限節制を保持されたく、ことに独伊に対しては中国に関する限り不快の念を与えないよう留意し、同時に中国側の希望通りに会議を成功させるよう御処置ありたいと。

しかしこれは公式の表向きの態度表明で、二日後の二六日さらに中国代表部に発した第二電では、とくに会議外における活動として、(一)会議参加国の政府、国民に対し対日経済圧力を及ぼす方向で、各自の政策を助長するよう

努力せよ——日本の商品をボイコットしながら、資金、物資の両面で対日援助を差し控えさせる。それは実際的方法で対日非難を浴びせながら連盟決議を有効に実行させるためである。(二)会議参加国に対し武器、弾薬の購入用には戦時借款その他の資金援助を要請しなければならず、中国の抗戦力が低下しないようその輸送についても援助を求めなければならない、と通告した。この第二電につき顧維鈞は、先の請訓電報（一〇月一三日）に対する外交部の回電であり、関係国の社会主義者、労働者層の動きも射程に含めたものであったとしている。

一〇月一五日主権国を承諾したベルギー政府より、英自治領を含む九国条約署名国および条約加入国その他に対し、同条約第七条に基き、「東アジアにおける事態を検討し、同地域で行われている遺憾な紛争の終結を促進すべく和協手段を攻究するため」一〇月三〇日（ベルギーの政変により実際は十一月三日に開催）にブリュッセルで会議を開く旨を提議した。

ベルギー政府の招請（日本には二〇日付）に対し、日本は一〇月二七日参加拒絶の回答を行った。いわく、日本の行動をもって九国条約違反とし、中国に精神的支持を表明した連盟総会決議に関連して召集されたものであること、今次日本の中国における行動は、中国側の極端な排日抗日政策の強行、とくに実力をもってする挑発行為により余儀なくされた自衛措置であり、日本政府屢次の声明の如く、九国条約の範囲外にあることを確信し、さらに多数国の会議で解決を図ることは却て事態を紛糾せしめ、公正妥当な解決に大なる支障を及ぼす<sup>(26)</sup>との理由である。会議の成否は一に日本の参加にかかっていると見ていた大方の期待は<sup>(27)</sup>またしても崩れたのである。

日本側がもつとも警戒したのは、会議の動向いかんでは、対日制裁の決議もしくは調停を行って日中間の交渉を阻害する措置に出るのではないか、そこでイタリアに対し会議情報の供給を求めつつ、こうした動きを阻止するよ

う会議誘導方を希望するとともに、日中直接交渉を中国側に説得して貰うよう依頼し、たとえ第三国の仲介があつてもこの仲介は会議とは別個のものにしよう、とりわけ有名無実のものとし、できうるかぎり「今次会議を往再無為に終わらせる」ことを狙っていた。<sup>(28)</sup>

予想されていたとはいえ日本が参加を拒絶したことにより、早くも会議の前途を悲観する空気が流れた。日本を代弁すると思われるドイツは参加せず、ポルトガルは出席するが、スペイン問題では独伊側に与しても利害関係の薄い極東では中国側に立つのではないかとすれば問題はイタリアだけであつた。果たして日中直接交渉の誘導を狙い、いち早く現地の日本大使館と直接連絡をとっていたばかりか、会議開催直前顧維鈞が面談した回国代表アルドロバンディ (Aldrovandi, L. Marescotti) は、紛争解決の一番有効な方法は、会議が両当事国をして直接交渉のお膳立てを整えることだと述べており、それでは日本側の主張となら変わるところはないとの印象をまず顧維鈞はもつたが、<sup>(29)</sup> 現実に会議開催直後の一月六日、イタリアは日独防共協定に参加するという日本寄りの姿勢を明確にしたのである。

### 三、会議の開幕と日本への参加勧誘

ブリュッセル会議は一月三日午前十一時、ベルギー外相スパーク (Spaak, P. Henri) を議長に日独両国を除く十九カ国の参加をえて、パレ・デ・ザカデミーで開催した。同日午後ノーマン・デービス、イーデン、デルボス、アルドロバンディ等主要国代表が演説し、続いて日本の侵略を訴え中国への援助を要請して顧維鈞が演説したが、各国の指針はそれぞれ違った方向を示した。紛争当事国たる中国は勿論、ソ連もまた日本に強硬措置をとるよう、

とりわけ後者は米英ソ三国の協力を要請し、事前に日本側と緊密な意見の調整を進め万一の場合には会議脱退もありうる。と約したイタリヤは、この強硬措置には真向から反対して日中直接交渉を勧誘したし、フランスはアメリカが集団措置の責任をとること、ことにインドシナ防衛問題では英米後援による西欧諸国間の共同戦線を希望し、アメリカは平和解決への総ての可能性を探ろうとし、アメリカ国民にその孤立主義から脱却させる方向でいかに会議の引き伸ばしを利用するかを、なお日本に圧力を及ぼすこともそれ程無効ではないとし、イギリスは対日制裁にはこれに伴う危険を考慮せねばならず、また制裁国相互の保障も必要であること、欧州に難問を抱えている現状では、極東ではなканずくアメリカの協力が必要であるとし、できれば会議を英米協力への姿勢再確認の場たらしめようとし、他の中小国はとくに際立った成果を挙げずとも会議が早期に終了するよう念願した。

こうした意見の中で次第に浮かび上がったのが、会議の運営を円滑に機能させるための小委員会の設置案であった。すなわち紛争当事国の意向を明確に打診すること、なканずく会議の実質的審議に重大な支障となつてゐる日本の不参加声明に関連し、再度日本にその全般的態度や会議への協力量向を確認し、その紛争停止に関する条件を入手することおよびドイツへの再招請問題も含めて行う等がその任務で、ただしアルドロヴァンデイが主張するが如き日中直接交渉を要請するような方式はとらないことが確認された。クレギーもまた極東に特殊利害関係のある二、三国からなる小委員会設置案を英本国に意見具申していたが、その意見がとくに会議運用面に刺激を与えたといふことはない。

だがその委員会も構成問題からして難航を極めた。英米側がまず想定したのは理論上米英両国と議長国ベルギーの三国であったが、これにフランスもさかんに割り込みを策し、それでは第一次大戦中の米英仏側陣容の復活とと

られかねず、フランスが選ばればイタリアもメンバーになると主張し、延いてはオランダ、ソ連も参加の権利を要求してゐることは明らかで、各自の希望通り実行するとなると小委員会の性格が失なわれる恐れもあつた。

しかも肝腎の会議の方は、デービスの見るところ小委員会の問題になる英仏白ソ伊とイギリス自治領若干を除けば、参加諸国の多くは積極的に動こうとはせず、専ら成立を予想される小委員会に事業を一任する方向を選ぼうとしており、「予想以上に深刻な敗北主義」の横行だと彼は批評した<sup>(33)</sup>。そこで複雑な展開が予想される小委員会の設置は一時棚上げし、デービスの提案により会議全体として対日通告を作成し、日本側の対応次第で始めて小委員会のメンバーを指名することになつた。その通告は、紛争の解決は日中間の問題とする日本側の主張を反駁し、条約第七条下での協議義務を指摘し、日本は会議出席を拒否し多数国家との協議に反対したが、右目的のため選ばれる少数の代表と協議する準備があるかどうかを問い合わせるというもので、デービスによれば、できれば日本の大陸行動を若干たりとも躊躇させ、あるいはより困難な立場に日本を追いやるための多少とも計算はあつた<sup>(34)</sup>、といふ。

折しもドイツ側の和平工作としてベルリン発の報道は、ヒトラー (Hitler, Adolf) が日中双方に正式に紛争調停を申し入れた旨の情報を伝えた。同報道はすでに動き出していた「トラウトマン工作」を必ずしも意味したものはなかつたが、この種の報道が不利な影響を会議に与えかねないと憂慮した顧維鈞が、その真偽の程を外交部に確認した<sup>(35)</sup>。その真意はさておいて、少なくとも中国側はドイツ側の調停努力よりブリュッセル会議における成果をより期待しており、この種の情報が早期に漏れることは、その対外関係において有利ならずと考へたであらうこ



とは明らかである。

六日に対日再招請文が討議され、翌日発送された。紛争当事国の一方の中国が会議事業に協力する用意のあることを表明しているのに、他の当事国たる日本の不参加はいかにも残念である、九国条約締約国は同条約に基く権利を行使する資格を有し、東アジアに権益をもつ総ての国は、目下の敵対行為に影響をうけている、そこで日本の疑念を解消するためにも一名もしくは数名の代表を任命する意志があるか否かを知りたい、意見の交換は九国条約の枠内で条約の規定により行われるはずであり、日中紛争の相違点にスポットをあててなされるはずである<sup>(36)</sup>と。

日本に第二の通告が行われた頃、中国戦線は急速に中国側の不利な情勢に移行していた。華北では日本軍は山西省の太原を占領、上海地区でも一月五日日本軍第十軍が杭州湾金山衛城付近に奇襲上陸し、嘉興、崑山方面に突進して中国軍の背後に脅威を与え、一二日から滬寧鉄道以北地区の追撃に移り、こうして日本軍は中国軍防衛陣を崩壊せしめたばかりか華北からの増援軍と相まって杭州湾沿いと揚子江沿いの二手に分かれて、早くも南京を目指す姿勢をとっており、それはさながら日本側が、既成事実としてブリュッセル会議を印象づけようとしているかのようだったと顧維鈞は記している<sup>(37)</sup>。

こうした情勢を憂慮してか、デービスは中国側に不利に影響することになるアメリカの現行中立法を問題にし、ローズベルトとハル(Hull, Cordell——米國務長官)に少なくとも日中戦争に関するかぎり、中立法を停止するかもしくは全く適用しないよう——それが同時にブリュッセル会議を側面援護することになるとも考えられる——としながら、その方向でのアメリカ議会への説得を要請した<sup>(38)</sup>。しかしローズベルトや議会関係者と協議したハルは、目下のところ中立法を廃止、停止もしくは修正する見込みは全くないとしながら、貴下はそうした事態は起りえな

いと仮定して処置されたいと回電した。もつともローズベルトとハルはやむを得ない情況に遭遇しないかぎり、極東には中立法を適用しないと意見一致しており、そこで日中戦争については中立法を宣言していなかったが、そのためか戦域の次第に拡大する紛争に巻き込まれるのを恐れた国内の孤立主義者と平和諸団体が、しきりと同法の発動を訴えていたのである。

#### 四、アメリカの対日制裁案

日本に再度の招請が行われた二日後の十一月九日、デービスはイーデンに対し、会議側の再招請を日本が拒否した場合考慮すべき次の三案を照会した。デービスが渡航前ハイド・パークでハルから聞いた一般的訓令というのは、各国世論の統一した道義的圧力を日本に及ぼすとともに、アメリカ世論を啓発するためにも、日本に再三の打診を行い、必要とあれば数週間もしくは数カ月会議を延期するということであつた。<sup>(39)</sup> が彼が現実にイギリス側に照会してきたのは、その道義的圧力以上の対日積極策を含む強硬態度の採用であり、会議当初から積極的な言質を与えることに極めて慎重であつたアメリカが、ここで始めて明確な態度を明らかにしたことは注目すべきである。(一)米英協力して大量の武器を中国に販売するか、(二)いかなる状況においても中国本土と満州に対する日本の侵略は承認できない旨(不承認)および日本が武力で占領した同地域の開発には援助資金の供給はできない旨(信用供与の拒絶)の米英共同声明を行うか、(三)米英協同し両国とも日本品の輸入を拒否すること、その場合日本の対外貿易の七五％に影響を与えることになり、それは恐るべき比率に上り、しかも対日輸出停止を狙うよりも実行容易であること。<sup>(40)</sup>

意見を問われたイーデンは、予想される日本側からの報復の危険、エチオピア戦における対伊制裁措置の失敗等

の事実を挙げながら、どの案にもかなりの危険が含まれる旨を指摘しつつも、その協力の確保を必須としたアメリカ側の積極的な対応であることを重視して、その検討をイギリス外務省に命じた。

こうしたイギリス側の反応を考慮し、またアメリカ代表部内の意見再調整を行った上で、デービスは翌一〇日改めて国務省に、会議として採用を予定できる次の三案を提示した。

(一) 紛争の処理に日本を参加させるべく凡ゆる努力を傾倒したものの水泡に帰した旨の会議声明を発表すると同時に、その中でこれまで会議が行なった各種の努力と提案、質問等を列記し、後刻会議議長の再招集を条件に会議を休会させ、その間関係者が協議を継続し、必要とあれば委員会も設置する。

(二) 貿易、輸出入の分野で何らかの形で一致した圧力を日本に及ぼすべく合意を得るため努力する。

(三) 中間措置として、次の諸項の一つもしくは若干あるいは全部を含む決議を採択する形で参加国の同意を得る。  
一、中国の戦争努力に注目し中国を不利とする措置はとらない、二、不本意な譲歩を含む合意を中国に強制しない、三、九国条約に一致せずまたこれに反する中国情勢の変更は承認しない (不承認)、四、戦闘行為もしくはその後に入手した占領地の開発に関連して、とくに借款、クレジット等の供与を行なわないよう (クレジット供与の拒絶) 合意することで不承認政策を補完する、五、中国との協定に達する以前に他の会議参加国と紛争を生じた場合には、日本に軍事援助を与えない。

右の三案のうち(一)は一五日の会議声明の発表、続く休会宣言という、その後のブリュッセル会議の事実上の経過に一致するものであり、(二)(三)はデービスがイーデンに照会した既述の対日制裁案であった。

しかしこれに対する一二日付のハルの回答は、無論の承認を当然予想してむしろ楽観的であったアメリカ代表部

を痛打するものであった。すなわち、三案のうち制裁部分に関する(二)はブリュッセル会議としては検討すべき立場にはなく、また(三)のうちいずれの措置もアメリカ側から提案すべきではない、と双方を退けた上で、(一)の会議声明発出と休会宣言および休会中の委員会任命のみを問題とし、声明案には失敗の字句は使用せず、従来行つた努力と提案、質問を列挙し、条約の諸原則を強調するとともに、日中紛争は会議参加国のみならず全世界にとり重大関心事であること、今後事態を注視しながら意見交換を続ける等の内容も包含するよう(対日道義的非難を)訓令した。<sup>(41)</sup>

その理由を、ハルはその回顧録の中で、日本が出席せずに実質的な成果を生むことが不可能となつた会議であり、会議中からは強硬措置を講じようとする考案は出ず(これは事実<sup>(42)</sup>に反する)、たとえアメリカが日本の侵略行為に対処しようとも、これに追隨する国は皆無にみえたし、当時のアメリカの世論にはこうした強硬措置に賛成する者も少なかった、またもし圧力的な措置を採用するならば、軍部の背後にある日本の世論をも硬化させ、報復行為に訴え、多分戦争に至る恐れもあり。これに対する武器、精神面での用意はアメリカには全くなかつた、と説明している。<sup>(42)</sup>

ところでこのハルの回答は、対日積極政策の肚をきめていたデービスの期待を完全に裏切り、ためにイーデンは、ワシントンの回答はデービスを落胆させており、彼は明らかに極度の不安に陥入っていると駐米大使に伝えた程<sup>(43)</sup>で、以後は対日制裁をめぐる討議の気配は急速に薄れていくが、デービスは思案のあげく断然再考を促して一四日ハルに打電した。<sup>(44)</sup>すなわち、ハルが唯一考慮に含めた(一)の措置は、すでにジュネーブとワシントンの双方で対日非難を發表しているの、これと重複することになる旨、次に仏英両代表の同調的な意見を援護射撃として、デルボ

スは、日本に道義的圧力を加えてもこの時期それ程の効果があがると思えないし、日本は妥協措置をことごとく拒ねつけたので、今こそいかなる制裁を実施できるかを会議主要国は決定すべき時だと確信していたし、イーデンも、ただもう拒否されるだけの調停を日本に受諾させようと、諸原則や訴えを主張し続けるだけでは効果は薄く、今度こそ米英側が積極的な措置を採用しそうだ、日本が認識して始めて現実的かつ公正な解決のための努力が実を結ぶかもしれない、さらに欧州情勢はかくの如く重大であるので、イギリス一国だけでは日本に挑戦できないとしても、せめて数隻の軍艦等の極東派遣は可能だし、海軍力を集結させれば有効妥当な（対日）ジェスチャーになるかもしれないと勘案していたと照会した後、平和解決を目指す交渉に日本が参加しない場合、アメリカに積極的措置を講ずる用意がなければ多くの国は冷静さを失うであろう、私見だが、彼等を鼓舞できる最低の措置は、武力によりつくられた事態は承認せず、政治借款・クレジットを供与せず、私的借款・クレジットも差し控えさせることにあり、さらに別電<sup>(45)</sup>ではまた、従前不承認政策を宣言しているので、同趣旨を確認する声明案に参加することもそれ程困難ではないはずであり、この政策を一層有効ならしめるために、借款・クレジットの不供与宣言によりこれを補充すべきであるとの考えを明らかにした。

しかしこのデービスの反論もハルには通用しなかった。すなわち、国際関係を強調すべき諸原則を断固再確認することが、とりわけ近い将来ブリュッセル会議がこれを探択することこそ、諸種の批判に應える最善の策となろう、貴下は不承認政策の再確認での声明を示唆したが、かかる宣言は時期尚早であり、採用するとしても後刻行う方が一層有利となろう、また対日政府借款・クレジットの不供与と私的借款・クレジットの引き締めも示唆したが、かかる措置はブリュッセル会議招請文の範囲外にあることを想起されたいと説得<sup>(46)</sup>された。かくてデービスの対日積極

案の進言も再度却下されたのである。

デービスが、完全に予想を覆すハルの回答を受け取っていた頃、会議の再招請に対する日本側の回答が届いた。一月一二日付のその回答は、今次日本の行動は中国側の挑戦に余儀なくされた自衛行動であり、九国条約の範囲外であるので、同条約の適用問題を討議する余地なしとの見解を堅持するもので、日本を同条約違反としながら、同条約の規定に基づく会議に招請せらるるも到底参加し得ず、今次の事変は東アの特殊事態に基づくものであるので、直接切実な利害関係を有する両当事国間で処理することがもつとも公正妥当な解決に達するゆえんで、集団的機構内で処理せんとするときは、いたずらに両国民を刺激し、事変の円満解決を阻害するものであると、すなわち、日中直接交渉を強調し集団的な処理を否定した第一次回答に準拠しており、不承諾の意志を再び確認したに過ぎなかった。

翌一三日午前、日本側再拒絶の回答を議論したが、会議席上顧維鈞は、会議の十日間にわたる努力にもかかわらず日本の再拒絶により問題は振り出しに戻ったこと、穏健な対日通告文をブリュッセル会議弱体なるが故の証拠と判断されたこと、日本側の回答文にはまたしても自衛的行動云々等見え透いた言い訳がくり返され、新しいものは皆無であること、中国は過去数年間の不幸な経験から日中直接交渉の無益さを確信していると述べ、さらに積極的措置の採用を訴えながら、戦略物資とクレジットの日本への供給停止と中国への援助拡大を要請した。しかし時すでにカナダの連盟常駐代表がいみじくも皮肉をこめて報告した如く、「日本が出席を拒否したので、会議はさながらデンマーク王子不在のハムレット劇か、イアゴの欠けたオセロ劇の如きものとなった」のである。

同日イーデン、デービス、アルボス、スパーク等会議主役連の協議で、さらに日本に回答を求めて再三の拒絶を

招くよりは、とりわけ日本側の議論を反駁し、自らの立場を十分明らかにした声明案を會議に上提すること、それも早ければ早い程効果的だと意見一致した。時に本国からなお否定的な訓令を受領していなかったデービスは、右声明案に不承認方針とクレジットの不供与を含ませるべきだと主張して<sup>(50)</sup>いた。

主要国代表が會議議長と協力して準備した声明案は、一三日午前の會議終了時に回覧され、午後の會議で検討された。激論の応酬と数多の修正が施された後に承認された(イタリアを除く)。ただし最後の節は制裁形式を意味する恐れがあるとして、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク三国が自国政府に問い合わせる猶予を要請したので一五日に延期された。イタリアは声明案の討議延期を主張したが支持者はなかった。

一五日の會議声明案は、まず(日本側の、紛争は九国条約の範囲外とする論点を反駁しながら)「今次の紛争に包含される問題及利害関係に対する日本の観念」は世界大多数の政府、国民の観念と著しく相違するとし、本紛争は「一九二二年のワシントン九国条約の締約国たる一切の国および一九二八年のパリ条約締約国たる一切の国に法律上関係ありかつ事実上国際団体の成員たる一切の国に關係あるもの」と認める旨を確言し、(日中間で問題を処理するとの論点に対しては)もし事件を全然日中両国の決定に委するならば「両国間の平和、他国の権利及利益の保障並びに極東に於ける政治上及經濟上の安定を約束するが如き何らの解決に到達すべきを信ずべき何らの根拠なく」、「生命及財産の破壊、無秩序、不確定、不安定、困苦、敵愾心、嫌悪及全世界に対する混乱を伴う武力紛争は永遠に継続すべきことを信ずべき凡ゆる理由存在す」、そこで上記諸国は「國際条約の一締約国が他の一切の締約国の意見に反対し自国が執つた行動をもって該条約の範囲外にありとし他の締約国が右事態において適用ありと信ずる条約上の条項を看過する事態においてはその共同の態度の何たるべきかにつき考慮するを要す」と、すなわち

北欧三国が懸念した如く、最後の部分は微温的ながら脅迫字句も含んでいた。<sup>(52)</sup>

同会議声明に対し、顧維鈞は穩健な文面ながら断固たる態度の採用であると考え、米英仏紙の中にも英米側の態度はいよいよ硬化し今度こそ中国が満足する結果が得られそうだと報道するものもあったという。<sup>(53)</sup> 一月十五日イタリヤの反対、北欧三国の棄権はあつたが、右声明を採択した会議は、以後総括的な決議案を準備し、停会のための条件を確定して会議を終了させる妥当かつ有効な手段と方法につき各国代表が本国政府と協議できるよう、一月二二日まで休会することとなった。

ブリュッセル会議に二度にわたる参加拒否の回答を發し、「我関せず」の態度を明確にしていた日本も、その後会議の動向にはさすがに不安の色を隠せなかつた。時に日本が会議参加を再び拒否する場合には、各国は調停の努力を放棄し、中国に武器・クレジットを供給することにより、間接に日本圧迫の拳に出るかもしれずとUP電は伝えたし、<sup>(54)</sup>そこで一五日の会議声明案が討議される段階で、在ベルギー来栖三郎大使からイギリス代表部に、本日の会議声明案成立いかんでは、日本の親英派（来栖三郎、吉田茂を含む）は重大な岐路に立たされ、あるいは日英戦争の危険度も増大してくること、日本側回答は交渉の扉を閉ざす印象を与えたかもしれないが、日本としてはやはり東アジアの安定に列国が寄与することを歓迎しており、勿論九国条約の機構内での紛争処理には反対だが、とくに英米側の、例えば一九三二年の上海事変の際のランブソンやジョンストンが演じた役割の如き調停はこれを歓迎している、しかし声明案成立の暁には、英米側調停の歓迎というこれまでの方針まで撤回せねばならず、そこで声明案の成立をさらに数日間、できれば一週間ひきのぼすよう尽力されたく、その間に我々が日本政府を説得してみる積りだと打診した<sup>(55)</sup>し、声明案が成立した翌一六日、東京で広田は在日グルー米大使を呼び、ブリュッセルより



の情報を引用して、声明案には「一致行動 (United action)」の字句があり、例えば経済的ボイコットの如きある種の制裁を指しているのではないか、さらに某国からの情報によるとアメリカは会議招集のインシアチブをとったばかりか、事実上会議をリードしているということであるが、それでは日本国民に与える影響は随分と大きいようだと牽制<sup>(56)</sup>を行なった。

顧維鈞の一応の称賛はあったものの、道義的な非難を強調しただけの声明では勿論中国側を満足させるはずもなかった。一五日午後の会議後、顧維鈞はアメリカ代表部を、郭泰祺（駐英大使）がイギリス代表部を訪問した。顧維鈞は真剣な面持ちで、南京からの緊急電として中国情勢悪化の現状を伝えた。<sup>(57)</sup> すなわち、上海における戦局はにわかにな重大化しており、弾薬の消耗も数週間前に算定した水準を遥かに越えて苦闘を強いられている、上海地区での日本軍の増援は顕著なものがあり、中国側はその態勢を建て直すためには時間の余裕と軍需物資の補給が必要であること、こうした条件が確保でき、何らかの調停が実施されなければ、忽ちにして南京までも放棄せねばならず、独伊の調停者として努力する旨の提案も真剣に考慮しなければならぬとした上で、会議が直ちに検討すべき問題として(一)事態を真剣に考慮して、制裁措置ではなく、中国をして戦闘力を持続させその士気を保持させるような援助方式を規定した措置の採用、(二)ソ連側での陸軍部隊のデモと他の諸国の海軍艦艇のデモ<sup>(58)</sup>（「顧維鈞メモ」によれば、ソ満国境におけるソ連軍の増強と、極東水域における米英仏三国艦隊の示威行動）、(三)軍需物資の補給と補給路の確保、の三提案を要約し、これらの条件が可能となれば始めて南京占領を目指す日本軍の進撃を阻止できると。彼等の説得は必死であった。

## 五、アメリカ責任論をめぐるハルとアメリカ代表部の応酬

一日日の会議声明公表後も、なお強硬案をあきらめきれぬデービスと、これに反対するハルの間で熾烈な議論の応酬が続いていた。もっともその重心は、対日強硬措置云々よりも現地を中心によく活発となった、会議の失敗に関連してのアメリカ責任論、をめぐってであった。

実は一四日デービスからハルに対し、アメリカ記者団の動向につき、注意を喚起してきたが、その苦心の対日制裁案を反故にされた腹いせか、現地記者団の印象を通じハルの政策を間接に批判している節もあるが、その批評というのは、ブリュッセルに滞在するアメリカ人記者団の間には、アメリカ当局は何ら積極的措置を採用せず、これに不賛成であることを隠すための隠れ蓑に会議を利用するにすぎず、そこで当地アメリカ代表部を弱体にしつつ、その支柱外しにかかっていると噂すら広まっている、こうした流説を否定すべくわれわれは極力努力しているが、どうやら噂の出所はワシントンとブリュッセルの日本側両大使館にあるようで、ことにワシントンからは、アメリカ側には積極的に動く意欲なしとの情報も出ているようだ、という趣旨<sup>(59)</sup>であった。

こうしたアメリカの責任云々の噂は頗るハルの心外とするところで、二日後の一六日デービスに対し、強硬措置を承認しないとして、アメリカのみが責任を負わせられるのはいかにも不当だという立場から、各連盟国にも責任があると、その不満をぶちまけた。<sup>(60)</sup>すなわち、ブリュッセルよりの情報によると、この数日間、会議参加国はアメリカのみが唯一決定でき確定すべき責任があるとしているが、ジュネーブに代表を送る約五十の諸国が、条件次第

では制裁措置を發動できると明確に規定した政治規約の加盟国でありながら、つい最近日中間紛争を討議すべくジュネーブで会合した際には、この種の強硬措置を採択しなかったのみか、討議すら避けたではないか、制裁を拒絶した以上その責任をアメリカに転嫁するよりも、アメリカとともに制裁不実施の責任を共有すべきではないか、ジュネーブで制裁問題を除外したのに、アメリカに制裁を規定する法律もないのに、ブリュッセルで制裁問題が声高に云々されるのは理解に苦しむところであると。

他方デービスはこの時点でもなお強硬であり、いぜん不承認、借款・クレジット不供与の方針を堅持する姿勢を示していた。目下当地の印象は、従来以上により毅然たる態度を示していること、さらに強力な圧力を加えない限り、日本はいかなる調停も排除し続けるであろうこと、そこで会議の最終宣言には、ぜひとも借款とクレジット不供与を含めた不承認政策の再確認を行うべきであり、改めて国際義務に違反してつくられた情勢は承認せず、国際義務を厳守しない限り日本に借款・クレジット供与は認めない趣旨を加えるべきだと重ねて強調した。<sup>(61)</sup>

この日顧維鈞はデービスに対し、軍需物資を供給して中国を援助する措置を準備することなく、会議を終わらせないよう強く要請するとともに、对中国援助方法を検討する委員会の設置を提案していた。<sup>(62)</sup>

しかし一七日付のハルの回答はデービスの右の論拠を無視するかのようになり、アメリカとしては、やはり極東の紛争発生以来実際に採用してきた政策の枠内に留まるべきだとして、(一)現在のアメリカには日本に圧力を加え脅威を及ぼす政策を支持する空気はないこと、(二)貴下のブリュッセルでの滞在が長ければそれだけこうした強硬措置に賛同させ、これを会議に採用させるよう内外報道陣から誘いがあるろう、そこで会議休会明けには早々にブリュッセルを離れることが肝要であると伝えたのである。<sup>(63)</sup>

「ブリュッセル会議の失敗はアメリカの責任」と報道されるブリュッセルよりの情報に接して、さすがのハルも激怒した。こうした記事は実際にアメリカがとつた態度以上に広範かつ重要な責任をアメリカに強いるものであるとして、われわれはこの責任問題では何ら公式な立場を表明しなかつたし、むしろこれを避ける努力をしたとし、再び、ブリュッセルに滞在する連盟各国が制裁の検討を拒否した後では、アメリカに責任を向けるよりも、制裁を実施しなかつた点でアメリカと責任を分かち合うべきではないかと繰り返し、しかもジュネーブでも彼等は制裁を拒否したという実績があるにもかかわらず、ブリュッセルでも同じ問題が重要な討議対象となるのはまことに不可解千万だと攻撃的な論法もみせながら、こうした責任論をめぐりアメリカ代表部に対し、各方面なканずく報道陣に対する強硬な説得工作を依頼した。<sup>64</sup>

これに対しデービスは、アメリカに批判的なこの種の記事がどうして報道されるに至つたか、多分にハルに対する自身の批判と攻撃も含めながら、現地アメリカ記者団の動向と彼等が抱くに至つた印象も次のように報告した。<sup>65</sup>

会議開催当初、彼等(記者団)は何よりも専制国家に対しては断固たる態度をもつて臨むべしとの先入観をもつていた。しかし現実には会議に参加したわれわれの目的は、民主的な諸国をリードすることではなく、他の諸国と協力しながら極東紛争の平和処理を探索するにあつた。だが各国代表ことにフランス代表が強く期待したのは、アメリカが主導権をとつて専制国家にある種の圧力的措置を講じ、極東における現状維持の保障を確保することであつたが、現実にはアメリカには全くその用意がなかつたので、これ以上会議を進行させる価値もなくなり、ただ面子を保つだけの決議を行なつて、できるだけ早期に閉幕することを念願するようになった。この時点で米記者団の熱意もかなり低下し、比例して辛辣な会話と記事が出現するようになった。折しも日本は会議側の平和努力をびしゃ

りと閉ざしたばかりか、米記者団対策に躍起となっていた当地の日本大使来栖（三郎）は、日中直接交渉以外の平和努力には日本は全く関心がない旨を明らかにしたばかりか、駐米大使齋藤（博）からの一電——アメリカ政府は現地アメリカ代表部の活動をバック・アップしないばかりか、ワシントンに戻った議会関係者連はアメリカの会議参加を痛烈に批判していたこと、その結果アメリカ代表部は反響の強い字句の声明をもって会議を終了させ、できるだけ早く帰国せよとの訓令を受領するに至り、またワシントンから同様な印象をうけたフランスもアメリカ側の態度のため失敗を余儀なくされたとして会議を去りつつあり、彼等はいもう会議では積極的態度をとらないであろうという——を提示したため記者団の印象を一層悪化させたが、彼等のこの悪印象はさらにワシントンからのハバス通信その他の記事からの強烈な孤立主義の傾向と、アメリカ行政部側の強硬な対外措置は全くとらない旨を指示した電報により、より一層悪化したものである、との状況を伝えるとともに、彼等はい実際に、欧州平和諸国の希望を高めるのにアメリカ政府はフェアプレーではなかったと激しく攻撃するに至り、われわれに対し率直にアメリカの態度を支持できないと打ち明けたし、われわれの好まない記事を打電しなければならなかったとも伝えていた。

果たせるかな同日朝のニューヨーク・タイムズは「ブリュッセルはデービスの新案を討議」と題した連合通信のせ、「デービス氏は英代表部との会談に先立つて新案をベルギー外相に提出した」と伝え、タイムズはブリュッセル会議を「アメリカにこそ最大の責任が帰せらるべき失策」と極めつけたエドウィン・ジェームズ(Edwin James)の論文をのせ、また二二日付のニューヨーク・ヘラルド・トリビューンは、当地(ブリュッセル)の米英代表部はベルギー外相の支援を得て、「九国条約会議に第一級の葬儀を施行せんと準備に大童云々」と述べたエリオット(Eliot)の論説をのせ、また本日のワシントン・ポスト社説はより建設的な調子で「ブリュッセルにおける事業」

と題し「仮にブリュッセル会議がその休会時に日中紛争の調停は完全に不可能となったと声明しても驚くに値しないし、参加国の非難もなからう」「ブリュッセル会議に出席することは九国条約調印国にとって義務的であった」「日本側の拒絶がある意味では会議の運命を無にしてみましたといえようが、掘り下げてみるとその拒絶こそが会議を完全に成功させたのだ」「もつと問題を明確にすれば、ブリュッセル会議は無駄などころか有益であった」「たとえ日本の条約無視の対応から論理的な結論を導き出せなかったとしても、それは会議の過失ではないことは確実だ」と報じ、<sup>(66)</sup>こうした記事がさらにハルの不快感を増幅させていた。

その二日前の一九日、顧維鈞はホーンベックに本国政府の訓令によるとして、米英仏三国宛の要旨次の如き覚書を提出した。<sup>(67)</sup>

中国政府はたとえ重慶に遷都しても、徹底抗戦を続けると決定したが、南京方面は絶対に防衛する決意であること、某方面（ドイツ）から紛争調停（トラウトマン工作）の申し出があったが、すでに国際連盟と九国条約機構に提訴していたので、その申し入れは拒否したこと、しかしこれらの機関は文書による抗議に限定したので、不幸にして何らの実効もなかったこと、目下は危機的な状況にあるが、今こそ紛争を解決すべき好機であり、そして中国を支援する最善の方法は、中国に物資を供給するとともに、日本に武力をもつて干渉することである、しかし前者はすでに遅きに失した感があるので、後者に限り、日本の態度を変更せしめるためには、共同で日本に武力干渉を行うことが望ましく、ソ連が対中国援助を躊躇しているのは、米英仏三国が共同行動に踏み切らないためであると。

## 六、会議の終幕

丁度その頃クレイギーの尽力による英米調停案の動きがみられた。日本は会議不参加の回答を伝達した後、英米独伊等の諸国が個々に南京政府を誘導し、日中直接交渉の斡旋を行なうならば必ずしも拒否しないとし、ブリュッセル会議に対抗する意識もあつてか機会あるごとに四国大使に、直接交渉の機運醸成に尽力するよう希望を表明していた。こうした背景もあつて一九日クレイギーは堀内謙介次官に、二二日再開することになつてゐるブリュッセル会議が、問題を国際連盟に移すか、あるいは中国への武器供給等の援助決議を行うに至つては厄介な事態となるので、五国委員会を設置して日中両国と接触をとる等の案を具申しているが、日本側でも時局收拾に関する何らかの方法を考慮しているか、自分個人の案だが英米二国がメイエーターとしてではなく、インターメイエーターとして、日中双方の主要条件をとり次ぎ直接交渉の基礎を見出す努力をしてはどうかと打診し、また広田にも同趣旨の提案を行なつた。この時堀内は好意的な対応を示したものの、広田はどうも消極的だつた模様である。この報告を受領したイギリス外務省は、とかく日本寄りの姿勢を示すクレイギーの提案だけに多少の躊躇はあつたものの、会議の終幕を飾る好材料とみて、改めてアメリカ側を打診することになつた。

それをカドーガン (Cadogan, Alexander G.M.) 次官がデービスに伝えたのが二二日。日本の外務次官 (堀内) が紛争に対する英米からの調停歓迎を臭わせ、またグルー米大使も同意してくれたので、この調停案が果して会議の枠外で検討可能かどうかを問い合わせ、またアメリカの勧誘を狙つてか不承認および借款・クレジット不供与の声明にイギリスも賛成するとも言及した。事態が好転すれば、他国政府にも通報することにもなるが、こうしてお膳

立てができれば、改めて米英側の調停を会議側から一任して貰う段取りとし、そこで会議を延期させる正当な理由も発見でき、場合によっては極東のイギリス權益に影響を及ぼしかねないドイツ側工作の機先も制せられる、というのがイギリスの肚であった。

しかし先に制裁案を本国からご破算にされ、なお興奮の収まらぬデービスはイギリス側から提案された米英調停案に対し、この措置は時期尚早であること、とくにその中の、適当と判断される際は調停申し入れを米英西政府に一任させるという案は、会議が休会して始めて可能となる問題だとして強硬に反対した。やがて東京とワシントンから、現時点での米英共同調停案も、日本側には好意的に受理されそうもないとの情報が入電し始めて、ついにイギリス側も断念するに至った<sup>(70)</sup>という。

丁度この日、顧維鈞は米英側に極秘事項としながら、<sup>(71)</sup>中国が大きな譲歩をしなければならぬ調停よりも、むしろ戦闘継続を望む旨の中国側の基本的立場を示しながら、中国もできるだけ早期に紛争停止に至る調停は希望するが、現状では中国側が希望する解決策はとて得られないと判断されるし、あるいは中国征服は不可能と日本を納得させるまでは調停を受け入れないと考慮したので、調停よりも対日戦の継続を選択したく、その場合には積極的な武器供給の拡大をお願いしたいと訴えた。すなわち、中国側はすでにブリュッセル会議への期待では絶望しており、改めて戦争継続の覚悟を披れきしたのである。

なお米英側の調停問題については後日談があり、ブリュッセル会議終了後帰国の途にあつたデービスを、一二月二日バリのホテルに訪問した顧維鈞は、中国軍の士気向上のためぜひとも積極的な援助を要請したいと訴える<sup>(72)</sup>とともに、再び米英調停をもち出して、両国が共同調停に動けば、日本側もこれを受け入れる可能性も大いにあるとし



て、急速かつ精力的なアメリカの行動を要請しており、それができなければ独伊を通ずる調停を受け入れることを思案しながら、対日戦を継続せざるをえないと申し入れた。一度は断念した米英側調停であり、この時点では正にドイツ側工作が進行中であつたが、むしろ顧維鈞の個人的ベースでの打診といった感が強いが、米英側の影響力発の意識もお残存していたと思われる。また同じ頃駐英吉田茂大使が、やはりバリに滞在するデービスを訪問し、彼の不調のため代わつて現れた代表部顧問モファット (Moffatt) 欧州局長と面談した際、吉田は、やはり個人的ベースながら調停問題に触れ、自分は一、二週間前、共同調停の期は熟しているとイギリスに申し入れたこと、会議からの招請を日本は二度にわたつて拒否したが、単独であれ、共同であれ、米英側が実施する調停には強い関心をもつており、その時期こそ日本軍が南京を陥落させる以前がその好期であること、しかし数日前、グルー大使がマクマレー (MacMurray, Jone V.A. — フィリピン問題共同準備委員会議長) を同伴して広田外相を訪問した際、和平や調停に関する話しは全く出なかつたので、失望した広田はその旨を自分 (吉田) に打電したこと、そこで自分は色々と思案したが、一つの理由は、駐米齋藤大使がハル長官との会談で調停問題に全く触れていないのではないかと思われるという点で、そこでハルと齋藤の両者を緊密に接触できる状況に置けば、あるいはデービスも動き易くなるのではないか、等と彼独自の構想を披露しつつ、英米両国の調停を示唆したのであつた。

一五日の会議声明後、ブリュッセルでは各代表部の主要人物が帰国し、大方その代理者のみが残存する中で、これ以上期待できる成果を生みそうもない会議を、主要国の顔を立てながら、いかに終幕させるかの演出方法が注目された。ここでも懸命に努力したのが早々に帰国を促したハルの意志に反してなおブリュッセルに留まっていたデービスらであつた。彼等は克蘭ボーンとカドーガンに対し、その作成した二文書——当日までの会議議事の要

約と会議の立場からの声明——を提示したが、最初の文書は実際の会議議事と多少とも相違するところも見られ、またジュネーブで見られた決議文以上の激しい対日非難をこめた箇所もあり、第二の文書は決議案の形で両紛争国に即時停戦するよう要請したのだが、ここでも彼等は場合によっては将来日本に対し何らかの圧力を及ぼすこともありうることを示唆する文面の挿入も希望した。この点はしかしアメリカ世論が承知すまいとしてすぐに撤回したもののデービスもホーンベックも、この強硬文面が現状に対するもつとも妥当な方法との態度を頑固なまでに堅持したという。マクドナルド (MacDonald, Malcolm—英植民相) は右の勇敢な字句にいささかたりとも有効な実行力が伴うチャンスがあるなら、彼等の提案は賢明だと考へるに至つたかもしれないと批評した。<sup>(74)</sup> 結局こうした強硬宣言の発表は時期尚早だと双方意見一致し——しばしデービスは沈黙した——最終報告書案および会議声明案の起草にとりかかったという。

当日まで欠席が目立つたフランス代表も、二文書を示されるや共同で責任を負う旨を伝え、自治領各代表は若干の訂正は示唆したものの、原則的には承認したという。

最終報告書<sup>(75)</sup>は、「会議は今やその本質的部面を想起することが望ましいとする段階に到達した」との書き出して、以下九国条約および九国会議に関する諸事実、諸事件を概説していた。すなわち、九国条約の目的と諸事件に触れた後、最近数年間日中紛争が続出したため、太平洋地域の安定に影響を与えかねず、そこでこの遺憾な紛争の終結を促進すべく和協手段を講ずるためブリュッセル会議を開催したが、誠意をもって協力する旨を明確にした中国に對し、多数国会議で解決を計るのは公正妥当ではないと日本は招請に 응せず、再度の招請もまた同一理由から重ねて拒否を行った。かくて会議の任務が「和協的に平和を回復する為日本と連絡を開始するに存する限り」、その任

務を遂行できるとは認められず、そこで「事業の右段階を終結し且休会するに当り新たな声明を採択した」として、一月七日の日本政府宛通牒、一五日の会議声明の全文を掲載していた。

次に会議声明案<sup>(26)</sup>は、まず九国条約が、国際間の諸原則を宣明した国際文書であり、武力により破壊されることのない普遍的なものであること、ブリュッセル会議の招請目的はこの原則に合致し、開会以来東アにおける敵対行為の終結と協定の締結を目標に、日本政府の協力をうべく一切の努力を傾倒したこと、敵対行為の速やかな終結は、単に日中両国のみならず一切の諸国の利益に資するもので、一日遅ればそれだけ人命の損失、財産の破壊を増大し、一層紛争の解決を困難にすること、そこで会議は「九国条約の諸原則を遵奉し同条約の目的に忠実なると共に参加国をして意見を交換し紛争の解決をもたらしべき一切の平和的且妥当なる方法の探究を継続せしむる為」ここに会合を一時中止することを妥当と認めたこと、なお、会議参加国は「東アの紛争はいぜんその全体の関心事」という不変の気持ちをもっており、それは、東アの事態の推移により、なかならず一層迅速、直接的な影響を蒙った参加国中の一部の諸国において特にしかりであるとした。

それは単に一般原則の再確認と会議の記録にすぎず、中国への援助と日本への経済措置等の具体的措置には全然言及していないので顧維鈞は大いに失望し、なお会議の無期休会に反対して次の如く述べた<sup>(27)</sup>。

両案は一般諸原則の再確認以外の何ものでもなく、会議の従前の宣言で検討された共通態度、もしくは採択された具体的提案には全く触れていないこと、その声明では条約違反とし武力の発動さえ明確にしたのではないか、本件は世界にとり限りなく重要であり、道義的、物質的、財政的、経済的な急速措置が必要であるとし、再び中国への具体的援助と日本への物資の供給停止を要請し、友好的な抗議のみでは侵略者に何らの影響も与えず、中国は自

国の存立のみならず、世界の平和、文明のための防衛戦を強いられると演説した。

二四日午後、非公式に開催した会議は右の二案を検討した。各代表が若干の修正を行った後、声明案に関しては不必要と考えたオランダ代表の提案でこれを独立文書とせず、二案を合体しこれを報告書として公表することに決定した。また会議の経過に全く不満な顧維鈞は、各国の協同行動のみが侵略者の行為を抑制でき平和を回復できること、さらに会議は各政府に意見交換の時間を与え、紛争解決の方法を探究するため、一時的にその事業を停止したに過ぎないこと、重ねて中国への積極的援助と対日圧迫の実施を強調し、彼の要請によりその陳述は報告書付属となった。その他日中両国の主張が付属文書に加えられた。

### あとがき

ほとんど実行力のない道義的非難、という乏しい成果を残しただけの会議は、完全に時間の浪費であった。どちらかといえば、アメリカに出席を要請できても、もとより主動的な動きを期待するのは無理であった国際連盟の会議の場合から、今度は少なくとも何の制約もないままに主体的に行動できる九国条約会議の場を提供されたという状況があったものの、こうした関係国の予想に反して当のアメリカは、その会議代表デービスが一旦は意図し、イギリスも同調した積極政策の具申に対して、国内に根強い孤立化傾向の故にこれを採用するに至らず、イギリスは対イタリア経済制裁の失敗に伴う後遺症に悩み、その上スペイン戦争を焦点とする欧州情勢に忙殺されるあまり東アジアでは消極的態度に終始しなければならなかった故に、日中紛争処理では関係国から最大に期待された、断固たる米英協力の姿勢と思いついた行動力が実現しなかったことが、会議挫折の最大の原因であった。仮に会議で米英

協同の対日圧力が実行されていたら、少なくとも南京陥落前のお妥協可能な背景を考慮すれば、相当な影響を日中紛争に及ぼしたはずである。なお日中紛争はワシントン会議以後の重大な事態の進展であったにもかかわらず、東アジアにおけるワシントン体制の再評価にもちこまなかったことが、会議の重要な特徴であるとしたリーは、こことイギリスの東アジア政策に関し、欧州においては宥和政策を展開したイギリスが、東アジアに対しては、調停に關する会談のみならず、包括的な解決案さえ提案しなかったが、いかに有効な米英間の協力を確保することが難事であったかがそこで得た教訓であるとし、また会議は日英關係をさらに疎遠にした(クレীগー)という指摘もあった。

しかしいずれにしても中国は會議の結末に失望して、郭が告げた如くドイツの調停に走るのであるが、ドイツの駐中大使トラウトマンの調停工作も、首都南京陥落後の日本側の和平条件の加重に破局の運命を迎えなければならず、日中兩國の紛争解決はいよいよ現実の処理から遠去かる傾向をたどっていった。この間イタリアは二月一日満州国を承認、一二日國際連盟を脱退した。

- (1) The Wellington Koo Memoir: vol IV, Mission to France, 1932-1941, Part E, 1937, A Crucial Year in Europe and the Far East. (以下顧メモと略稱する)
- (2) Documents on British Foreign Policy 1919-1939, Second Series vol XXI, Far Eastern Affairs. (以下 DBFP), pp. 379-542.
- (3) Foreign Relations of the United States, 1937 IV, The Far East. (以下 FRUS)

- (4) 顧維鈞は連盟提訴一週間前、ベルギー代表部の Henri Rolin やフランス代表部の René Massiglian 等連盟専門家に関係条項や手続について入念な打合せをしている。
- (5) 規約十七条は非連盟国をも会議議席に招請し、これを非連盟国が拒絶した場合には、付随的に十六条の制裁条項が適用されることもありうるとしていた。
- (6) DBFP, 242 文書
- (7) *ibid.* 249 文書
- (8) *ibid.* 246 文書
- (9) F.P. Walters: *A History of the League of Nations*, p. 734.
- (10) Documents on Australian Foreign Policy 1937-49, vol. I, (以下 DAFP), 64 文書
- (11) 顧メキ
- (12) DAFP, 75 文書
- (13) 顧メキ
- (14) B.A. Lee: *Britain and the Sino-Japanese War 1937-1939*, p. 64.
- (15) *ibid.*, p. 63.
- (16) DBFP, 304 文書
- (17) Lee, p. 67.
- (18) DBFP, 258 文書
- (19) *ibid.* 288 文書

- (20) ibid. 312 文書
- (21) ibid. 334 文書
- (22) ibid. 328 文書
- (23) 願メモ
- (24) 同右
- (25) 同右
- (26) 外交史料館史料「ブリュッセル九ヶ国条約会議」
- (27) Documents on Canadian External Relations, vol. 6, 1936-1939, (以下 DCER) 834 文書
- (28) 広田外相発在白來栖大使宛十一月一日九二号電
- (29) 願メモ
- (30) DBFP, 328, 330, 332 文書
- (31) FRUS, デービス発一七号電 p. 157.
- (32) DBFP, 331 文書
- (33) FRUS, デービス発一九号電 pp. 157-8.
- (34) ibid.
- (35) 願メモ
- (36) DBFP, 338 文書
- (37) 願メモ

- (38) The Memoirs of Cordell Hull, vol. 1, pp. 556-7.
- (39) *ibid.* p. 552.
- (40) FRUS, テービス発二四号電 pp. 175-7.
- (41) *ibid.* ハル発六〇号電 pp. 180-81.
- (42) The Memoirs of Cordell Hull, vol. 1, p. 554.
- (43) DBFP, 356 文書
- (44) FRUS, テービス発三三三号電 pp. 183-5.
- (45) *ibid.* テービス発三三四号電 p. 185.
- (46) *ibid.* ハル発六二二号電 p. 187.
- (47) 外交史料館「国際連盟諸機関の協力終止関係」
- (48) DBFP, 357 文書
- (49) DCER, 848 文書
- (50) DBFP, 351 文書
- (51) 既述外交史料館史料
- (52) Lee, p. 75
- (53) 顧メモ
- (54) 広田発在白来栖宛一一月二三日第一〇五号電
- (55) DBFP, 362 文書クライブ発二八号電付属「来栖との会談に関する Harcourt-Smith 氏の記録」



- (56) FRUS, グルー発五四四号電 pp. 189-90.
- (57) *ibid.* デービス発四〇号電 pp. 199-200.
- (58) 顧メモ
- (59) FRUS, デービス発三三号電 pp. 183-5.
- (60) *ibid.* ハル発六八号電 pp. 197-8.
- (61) *ibid.* デービス発四一号電 pp. 200-1.
- (62) *ibid.* デービス発四二号電 pp. 204-5.
- (63) *ibid.* ハル発七一号電 pp. 203-4
- (64) *ibid.* ハル発七六号電 pp. 217-8.
- (65) *ibid.* デービス発五〇号電 pp. 221-4.
- (66) *ibid.* ハル発七八号電 pp. 225-6.
- (67) *ibid.* デービス発四七号電 pp. 214-5.
- (68) 広田発在英吉田宛十一月二〇日五〇八号電
- (69) DBFP, 381 文書
- (70) *ibid.*
- (71) FRUS, デービス発四九号電 pp. 219-21.
- (72) *ibid.* デービス記「顧維鈞との会談メモ」 pp. 231-3.
- (73) *ibid.* モファット欧州局長記「在英吉田大使との会談メモ」 pp. 233-5.

- (74) DBFP. 381 文書
- (75) 既出外交史料館史料、DBFP. 391 文書
- (76) 同右
- (77) DBFP. 380 文書
- (78) *ibid.* 387 文書
- (79) Lee, pp. 77-8.